

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の号に掲げる事項	第二項各号又は同令第四十二条第二項各号に掲げる事項	同法第四条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる事項	同令第四十二条第三項に規定する書類
貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可	貨物自動車運送事業法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項	同令第六条第三項又は同令第七条第三項に規定する書類	同令第六条第三項に規定する書類	規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条各号に掲げる書類
貨物自動車運送事業法第九条第二項の規定による届出	二項各号又は同令第七条第二項各号に掲げる事項	同令第六条第三項又は同令第七条第三項に規定する書類	同令第六条第三項に規定する書類	規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条各号に掲げる書類
附 則	この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二五年五月一三日国土交通省令第三五号）	（平成二七年五月七日国土交通省令第三九号）	（令和三年三月三一日国土交通省令第一五号）	（令和三年四月一日国土交通省令第一五号）
附 則	この省令は、令和三年四月一日から施行する。	この省令は、令和三年四月一日から施行する。	この省令は、令和三年四月一日から施行する。	この省令は、令和三年四月一日から施行する。